へい殺畜等手当金等交付規程等の一部を改正する件 新旧対照表

○動物用生物学的製剤基準(平成14年10月3日農林水産省告示第1567号)

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
ワクチン(シードロット製剤を除く。) の部	ワクチン(シードロット製剤を除く。) の部
豚熱生ワクチン	豚熱生ワクチン
1~4 (略)	1~4 (略)
付記1・2 (略)	付記1・2 (略)
付記3 細胞増殖用培養液	付記3 細胞増殖用培養液
1,000mL 中	1,000mL 中
トリプトース・ホスフェイト・ブロス 2.95 g	トリプトース・ホスフェイト・ブロス 2.95 g
又はラクトアルブミン水解物 5 g	又はラクトアルブミン水解物 5 g
牛又はやぎ血清 0 ~ 100 mL	牛又はやぎ血清 0 ~ 100 mL
イーグル MEM 又はアール液 残 量	イーグル MEM 又はアール液 残 量
炭酸水素ナトリウムでpHを6.8~7.2に調整する。	炭酸水素ナトリウムでpHを6.8~7.2に調整する。
牛又はやぎ血清は、 <u>牛ウイルス性下痢ウイルス</u> に対する中和抗体陰性のもの	牛又はやぎ血清は、 <u>牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス</u> に対する中和抗体陰
を用いる。	性のものを用いる。
必要最少量の抗生物質を加えてもよい。	必要最少量の抗生物質を加えてもよい。
(略)	(略)